

現状・対応方針

- ◎ **ミャンマーにおいては**、2021年2月1日に国軍によるクーデターが発生し、国軍・警察の発砲等による一般市民の死亡・負傷事案やデモに参加していない住民に対する暴力等も報告され、**情勢が不透明な状況であった**ことから、出入国在留管理庁では、2021年5月28日以降、**ミャンマーにおける情勢不安を理由に本邦への在留を希望するミャンマー人**について、**緊急避難措置として、在留や就労を認める**こととし、2022年3月末までに、約4,600件の許可をしてきたところです。
- ◎ 本措置においては、下表「これまでの取扱い」記載のとおり、「特定活動」の在留資格を許可しているところ、**今なお事態の改善に向けた動きが見られない**ことから、2022年4月15日から、下表「新たな取扱い」記載のとおり、「特定活動」の在留資格を認めることとします（いずれの「特定活動」が許可されている場合でも、本国情勢が改善されていないと認められるときは、更新申請が可能です。）。

	これまでの取扱い	新たな取扱い
現に有する在留資格の活動を満了した者 で、在留を希望する者	「特定活動（6か月・就労可）」	「特定活動（1年・就労可）」
自己の責めに帰すべき事情によらず 、現に有する在留資格の活動を満了せず、在留を希望する者	※ 特定技能の業務に必要な技能を身につけたい者については、「特定活動（1年・就労可）」（特定産業分野（介護・農業等の14分野）で就労可）	※ 特定技能の業務に必要な技能を身につけたい者については、「特定活動（1年・就労可）」（特定産業分野（介護・農業等の14分野）で就労可）
自己の責めに帰すべき事情により 、現に有する在留資格の活動を満了せず、在留を希望する者	「特定活動（6か月・週28時間以内の就労可）」	「特定活動（6か月・週28時間以内の就労可）」 ※ ただし、「特定活動（6か月・週28時間以内の就労可）」を許可されてからおおむね1年間刑法罰法令違反や入管法令違反を犯すことなく、適正な在留を行っているなど、個々の事案に応じて在留状況等を踏まえて、「特定活動（1年・就労可）」を許可